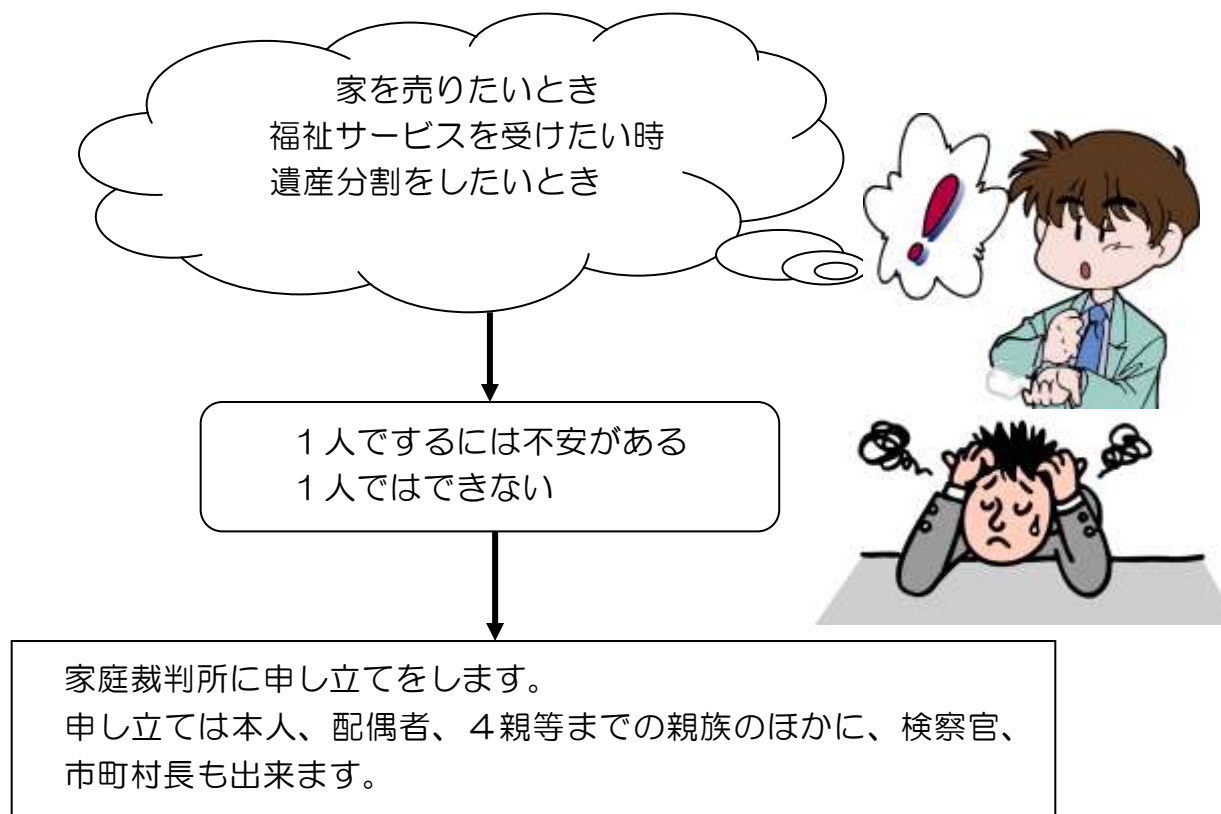




私たちの日常生活のなかでは、契約や社会的な手続行為がたくさんあります。福祉サービスについても、従来は行政の判断で利用していたものが（措置制度）、契約行為による仕組み（契約制度）に変わりました。このような社会のなかでは、障害により、本人が十分に判断できなくなった場合、社会の仕組みにうまく対応できず、権利が侵害される可能性があります。判断能力が不十分になった人たちへの権利保護や日常的な生活への支援制度を知っておきましょう。

成年後見制度

- ◆2000年4月からスタートした制度です。これまでの民法の問題点を改正し、利用しやすくされました。戸籍に記載されません。
- ◆判断能力が十分でない方が、たとえば・・・





- ◆成年後見制度には、補助・保佐・後見からなる法定後見制度と、あらかじめ本人が代理人を決めておく任意後見制度の2つがあります。

区 分	本人の判断能力	援 助 者	
後 見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります
保 佐	特に不十分	保佐人	
補 助	不十分	補助人	
任 意 後 見	本人の判断能力が不十分になったとき、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です		

- ◆配偶者が当然のように後見人となる制度が廃止され、家庭裁判所が職権で適切な後見人等を選任します。必要に応じて、複数の後見人や、法人を選任することもあります。
- ◆民法858条に「意思尊重と身上配慮義務」が明確に規定されました。これによって、成年後見人が職務を遂行しその権限を行使するにあたっては、本人の意思を尊重し精神や身体の状態や生活状況に配慮するよう、『身上監護法』としての特色が強く打ち出されています。
- ◆選出した後見人が適切かどうか、家庭裁判所は審判を行います。不適切な者、あるいは申し出者が後見人を選出できない場合などは、家庭裁判所が後見人の選出を行います。
- ◆費用負担があります。

権利擁護センター（神奈川県の場合）

障害のある方が安心して暮らせるように、権利擁護に関わる相談を受け付けています。

- ◆市町村の窓口：福祉担当課、社会福祉協議会など
- ◆県の窓口：地区行政センター、保健福祉事務所、精神保健福祉センターなど
- ◆市町村や県の窓口で解決しない場合：「あしすと」（神奈川県社会福祉協議会）に相談が出来ます。
- ◆相談料は無料です。